

環境影響評価図書のわかりやすい公表について（その２）

【第１回審議会後に寄せられた質問・意見の概要】

各委員からの質問・意見の概要			市 の 見 解 等
「わかりやすい」の意味・対象について (1)ア	五十嵐委員 (4/19 メール)	・わかりやすい公表ですが、公表がわかりやすいことと、資料がわかりやすいことの両方を指しているのでしょうか。そうであれば、資料をわかりやすくすること、公表をわかりやすくすることを分けるべきだと思います。原案では、それが混在し、何がわかりやすいかわかりにくくなっています。それとも公表だけわかりやすくするという趣旨でしょうか。	・現行の技術指針の第２に、図書の記載内容について平易で分かりやすい記述に努める旨の規定があります。第５として追加規定するのは、「公表された図書をより市民に広く周知するための方法について」という事項についてです。 ・ご指摘のとおり、インターネットの利用による公表は「わかりやすい」公表と考えますが、「要約書・・・・（中略）・・・・を作成する等、」は図書内容をわかりやすくするためのものであり、両者が混在した記述となっております。 ・したがいまして、「市民が図書の公表について広く知ることができる手法をとるよう努めること」とする表現に修正します。
縦覧・説明会の周知 掲載期間の確保 概要版の作成	西川委員 (4/23 メール)	・縦覧、説明会の実施の周知、十分な掲載期間の確保は、非常に重要だと思います。 - しかし、概要版の作成については、疑問があります。環境影響評価図書を閲覧しようとする人は、概要ではなく詳しい情報を求めていると思います。 - 一般市民に広く周知するという目的は理解できますが、概要版は事業の単なる宣伝になってしまうのではないかと危惧します。	・概要版の作成については、改正条例では規定しておりません。 ・ご意見のとおり、過去の事例では、縦覧した市民から、縦覧時間が足りなくて十分に図書の内容を把握できない旨のご指摘を受けたこともあることから、詳細な情報を求めている方もいらっしゃると思われますが、インターネット縦覧が義務化されたことから、縦覧機会の充実が図られると考えております。 ・しかし、多くの一般市民にとっては、現在の環境影響評価図書はその分量の多さ、記載内容が専門的なため、内容の理解が容易でない場合も多いかと思われます。 ・委員のご意見のとおり、概要版を作成、配布することは事業の宣伝になってしまうという危惧はありますが、多くの市民に環境影響評価制度に関心を持ってもらい、コミュニケーションツールとして機能させるためには、概要版などの簡易資料の作成・配布も必要な手段の一つであると考えます。 ・ただ、経費等の理由から事業者に強制できない面もあるため、技術指針では事業者の努力規定としたいと考えております。

インターネット上の掲載期間 理解しやすい書類	佐藤 会長 (4/25 メール)	・Web 上での閲覧について、配慮書、方法書、準備書、評価書の順に、次の書類が整い次第更新するという考え方は良いと思います。 ・最後の「評価書」については、できるだけ長期間閲覧可能な状態を保ってもらうよう事業者に求め、合わせて、一般市民がより理解しやすい表現の書類を用意してもらう。	・当初案のとおり、縦覧期間終了以降も次の手続き段階が開始されるまで、インターネット上への掲載を継続することを、事業者の努力規定としたいと考えております。 ・特に、評価書の掲載期間につきましては、その事業が着手・供用開始までの期間や事後調査報告書の提出があるまでなど、一定期間、インターネット上で掲載を継続するよう努めること、とする修正を考えます。 ・インターネット上に継続掲載する場合は、市民がより閲覧しやすい図書の内容とするため、また、事業者の負担を軽減するため、評価書本編にこだわらず、要約書・概要版でも可とする内容に追加修正します。
事業者 HP へのリンク等		・札幌市としては、事業者側の HP にリンクできるような体制を整え、ここに閲覧可能な期間を、案件ごとに明記する。	・改正条例では、環境影響評価図書の公表（縦覧者）は事業者（現行条例では事後調査報告書のみ市長）となっていることから、市のHP（縦覧のお知らせページ）では、事業者側が掲載した図書へのアドレスを掲載しリンクします。 - これについては、すでに平成 24 年度から事業者の協力を得て多くの図書について試行しております。 ・リンク期間の表示は、縦覧期間の明示で対応でき、リンク期間を表記することは事業者との調整で可能です ・ただし、条例で規定する期間を超えて強制することは無理ですが、現状では意見募集期間終了までは事業者の好意に基づいてリンクされている場合が多いです。
市HPの見づらさ		・札幌市の HP の「ホーム」からここに辿り着くのは容易ではありません。もう少し分かりやすくできないものでしょうか。	・市HPの構成は、各局で共通の階層に分かれており、環境局が独自に設定できる部分は限界がありますが、各局で下位の構成見直しを定期的に行っていますので、その際にも可能な限り市民が利用しやすいHP構成とするよう検討していきます。 - なお、現状では掲載情報をできるだけ周知するために、環境局トップページの新着情報に掲載し、すみやかにアセス関連ページに移動できるように対応しております。

【当 初 案 （第 1 回審議会）】	【修 正 案 （第 2 回審議会）】
第 5 環境影響評価図書の公表 1 環境影響評価図書の公表 (1) わかりやすい公表 ア 環境影響評価図書の内容の周知方法 環境影響評価図書に対する住民の理解をより一層促進するため、事業者はインターネットの利用による公表や要約書の作成のほかに、要約書を簡素にまとめた資料（以下「概要版」という。）を作成する等、よりわかりやすい公表に努めること。 さらに、希望する住民へ環境影響評価図書の貸出し、概要版の配布等に努めること。 イ 縦覧及び説明会の実施の周知 事業者は、縦覧及び説明会の実施を広く周知するため、報道機関（テレビ・ラジオ等を含む）への発表、インターネットによる公表、チラシの配布等の複数の広報手法を用いて、住民への周知に努めること。 2 掲載期間 環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した環境影響評価図書について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで公表するよう努めること。	第 5 配慮書等の公表等 1 配慮書等の公表の周知方法 配慮書等の公表について住民等へより一層の周知を図るため、事業者は、札幌市環境評価条例施行規則に規定する方法以外の方法を用いるなど、可能な限り複数の手法を用いて周知を行うよう努めること。 具体的手法を記載するとした場合の例 (例) ・HP の利用 ・報道機関（テレビ・ラジオ等）への発表 ・新聞折り込みチラシ ・地域情報誌への掲載 ・広報さっぽろへの公告掲載 ・地元町内会への回覧板等 ・公共交通機関等を利用した公告、ポスター等の掲載等 2 説明会の周知方法 事業者は、説明会の開催について住民等へより一層の周知を図るため、1 の配慮書等の公表の周知方法と同様の手法を用いて周知を行うよう努めること。 3 縦覧者等への便宜供与 配慮書等の縦覧について住民へのより一層の便宜を図るため、事業者は可能な限り、希望する住民への配慮書等の貸出しや複写等の便宜に努めること。 また、概要版等を作成した場合は、配布に努めること。 4 配慮書等のインターネット上での掲載の継続 環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した配慮書等について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで掲載を継続するよう努めること。特に、評価書については、その事業が着手され供用開始されるまでの期間や事後調査報告書の提出があるまでなど、一定期間、掲載を継続するよう努めること。 なお、掲載を継続する場合は要約書でも可とする。

